



臨床法學演習
募集要項



【目次】

1. 募集について	1 頁
2. 募集に関する注意事項	2 頁
3. 選考方法	3 頁
4. ゼミ内容	4 頁
➤ 伊藤 幸生 先生	4 頁
➤ 森田 聡 先生	5 頁

1. 募集について

【募集スケジュール】

募 集 日 程	
応 募 期 間	3月10日（月）12時 ～ 3月13日（木）12時50分
選 考 期 間	3月14日（金） ～ 3月17日（月）
合 否 発 表	3月18日（月）20時予定 / K-SMAPY IIにて

【応募方法】

K-SMAPY II より

※ログイン後、上部バナー「アンケート」より応募してください。

※K-SMAPY IIからの応募がなく面接を受けるまたは課題提出だけをしているケースがありましたので必ず K-SMAPY IIからの応募も行ってください。応募がない場合は無効になります。

[【目次に戻る】](#)

2. 募集に関する注意事項

※「臨床法学演習」については、通常の「演習」（法律専攻）・「応用演習」（法律専門職専攻）と併せて履修することが可能です。
また、「臨床法学演習」は、通年科目ではなく半期科目になります。
（前期・後期それぞれ開講しています。）
今回は、2025年前期開講の「臨床法学演習」の募集となります。

- (ア) 上記の募集期間に必ず応募してください。応募期間外の応募は認められません。
- (イ) K-SMAPYIIからの応募がなく、面接を受ける、または課題の提出だけをしているケースがありましたので、必ずK-SMAPYIIから応募も行ってください。
- (ウ) 担当教員によって選考方法（面接・レポート・テストなど）は異なりますので、「選考方法」で必ず内容を確認の上、応募するようにして下さい。
- (エ) 提出期限を超えたりレポートの提出は認められませんし、面接時間への遅刻・面接の欠席に関する取り次ぎはいたしません。
- (オ) 「臨床法学演習」は、題目・テーマが異なれば同一年度に4単位（2科目）まで履修することができますが、各半期において履修できるのは、2単位（1科目）までとなります。
- (カ) 選考に合格後、他の教員への変更・科目取り消しはできません。
- (キ) 各教員の連絡先は個人情報のため、お教えできません。
- (ク) 「臨床法学演習」応募に関する問い合わせ先は以下のとおりです。

※2024年後期開講の「臨床法学演習」の募集日程等については、詳細が決まり次第、大学ホームページにて公開いたします。

【問い合わせ先】

教務課	① 10時～12時50分 ②13時50分～17時00分
-----	-----------------------------

※月曜日～金曜日で受け付けます。

※土・日曜日・祝日は学年暦に準じ、授業実施日に限り開室いたします。

[【目次に戻る】](#)

3. 選考方法

希望する教員の選考方法を確認してください。

例年、レポートの提出期限や面接日時を間違えているケースがありますので、ご注意ください。

教員名	選考方法	提出方法・レポート締切日時		レポート内容	備考
		面接日時		面接方法	
伊藤 幸生	レポート	提出方法	アンケート画面で回答	志望動機及びこの科目に期待すること	(書式) 自由 (字数) 400字程度
		締切日時	3月13日(木) 12時50分まで		
森田 聡	レポート	提出方法	メール送付 morita@ shintoradori.jp	①自己紹介 ②本演習を志望する理由 ③本演習に望むこと ④その他自己アピールなど	(書式) 自由 (字数) 400～800字程度
		締切日時	3月13日(木) 12時50分まで		

[【目次に戻る】](#)

4. ゼミ内容

[【目次に戻る】](#)

教員名	伊藤 幸生
科目名	臨床法学演習(民事法律相談の実際)
演習テーマ	民事法律相談の実際（要件事実入門）
演習内容	<p>民事紛争の勝敗は、一体どのようにして決まるのでしょうか。</p> <p>紛争が生じたとき、まずそこにあるのは生の事実です。しかし、法律上の紛争においては、ただ漠然とこの生の事実を言い合うだけでは、自分の権利を実現し、または守ることはできません。</p> <p>請求しようとする側は、自分は法律上何を請求したいのか、そしてその請求をするためにはどのような主張と立証をすれば良いのかを考えなければいけません。</p> <p>一方、請求される側も、相手方の請求をどのように退ければいいか、そのためにはどのような主張と立証をすれば良いのかを考えなければいけません。</p> <p>このように、民事紛争は、請求する側と請求される側がそれぞれ生の事実から主張・立証を組み立てて攻撃防御を行い、その結果で勝敗が決まる「試合」、あるいは「ゲーム」に例えることができます。</p> <p>では、この民事紛争という「ゲーム」に勝つには、どのような攻撃、または防御をすればいいのでしょうか。</p> <p>民事訴訟での勝敗を決める判断構造について、「要件事実論」と呼ばれる考え方があります。弁護士や裁判官は、民事紛争が訴訟となった場合、この要件事実論に基づいて、生の事実からその紛争に適した法律論を組み立て、戦い、勝敗を判断しています。要件事実論は、法律の条文を、生の事実から成る現実の紛争の中で使って戦うためのメソッドとも言えるかもしれません。本講では、要件事実論の基本構造について、具体的な事例を題材にして、請求する側と請求される側がどのような攻撃防御を行ったらいのかを皆さんと検討し理解することを目指します。</p>
教科書	教科書は指定しませんが、演習時には六法を持参してください。
参考文献	
応募条件	
備考	

[【目次に戻る】](#)

教員名	森田 聡
科目名	臨床法学演習(暮らしの中の法律実務実践編)
演習テーマ	暮らしの中の法律実務実践編
演習内容	<p>皆さんが普段の暮らしを営む中で、様々な問題に遭遇することがあります。そうした問題に関し、法的にはどのような対応や解決がなされるのかを考えていきます。一つのテーマに数コマの時間を掛け、皆さんには法律実務家（弁護士）の立場に立ってもらった上で、相談内容の聞き取り、聞き取った内容に対する法律の適用、解決方策の導き出し、という流れで問題の解決を議論していきます。</p> <p>皆さんが、今後法律の事をあまり知らない友人等から身近な法律問題に関する相談を受けた際にある程度の意見を述べられるような、基本的な素養を身につけてもらうのが到達目標です。</p> <p>授業では、頻繁に発言を求められます。ただし、意見の正誤は問いません（そもそも意見に正誤はありません。）。世の中にある様々な価値観を調整するのが法の役割だと考えるからです。</p> <p>成績評価は平常点限りで行います。</p>
教科書	特に指定はありませんが、お手持ちの基本法（憲法、民法、刑法、商法（会社法）、民事訴訟法、刑事訴訟法など）の教科書を参照してもらうことはあります。
参考文献	授業時には六法を持参してください。
応募条件	特にありません。
備考	